

通達甲（生・総・営2）第1号

平成20年1月31日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

質屋の質物保管設備の基準を定める規則の運用について

このたび、質屋の質物保管設備の基準を定める規則（昭和31年4月26日東京都公安委員会規則第3号。以下「旧規則」という。）の全部が改正され、平成20年1月31日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

おって、質屋の質物保管設備の基準を定める規則の制定について（昭和31年4月26日例規甲（防犯）第3号）は、廃止する。

記

第1 改正の趣旨

質屋営業法（昭和25年法律第158号）第7条の規定に基づく質屋の設けるべき質物の保管設備の基準について定め、実態に即した効果的な運用に努めようとするものである。

第2 改正の要点

- 1 旧規則では防湿上の措置として、壁の内側及び床を必ず板張りとするとしていたが、空気調節のための設備の設置等による措置も認めることとされた。
- 2 旧規則では認めていなかった地下の保管設備についても認めることとされた。
- 3 旧規則では認めていなかった仮保管設備についても認めることとされたほか、耐火金庫等の設備を仮保管設備として使用することができることとされた。

第3 運用上の留意事項

1 設置場所（第2条関係）

- (1) 「やむを得ない場合」とは、現に質屋営業を営む者の営業所が、区画整理、道路敷設予定地の指定等により、同一敷地内に営業所と保管設備の設置場所を併設できなくなった場合をいう。

- (2) 「近接する他の敷地内」とは、原則として隣接地を指し、それ以外のときは、周囲の地形、事物、環境等を勘案して、質物の搬送及び保管設備の管理に支障を及ぼさない場所にあるものをいう。

2 構造及び防火設備（第4条関係）

- (1) 「主要構造部」とは、外壁、床（建築物の最下層に保管設備が位置する場合を除く。）及び天井又は屋根をいう。
- (2) 主要構造部については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に定める耐火構造であることを証する書面を提出させるものとする。
- (3) 保管設備の開口部に設ける防火設備については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条に定める特定防火設備であることを証する書面を提出させるものとする。

3 防湿及び防水措置（第5条関係）

- (1) 空気調節のための設備を設ける場合は、保管設備の容積、立地条件等を勘案した上で有効な防湿措置を講ずることができる性能を有するものとするように指導するものとする。
- (2) 保管設備の防湿措置として、壁の内側及び床の仕上りを板張りとする旧規則における措置を講ずることを妨げるものではない。
- (3) 地下保管設備（床面から天井までの高さの3分の1以上が地下部分を占める保管設備をいう。）を設ける場合は、その特殊性に応じた防湿及び防水上の措置を講じさせるものとする。
- (4) 保管設備には、消防法施行令（昭和36年政令第37号）又は火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の定めるところにより、スプリンクラー以外の消火設備（保管する質物に損傷を与えるおそれのないものに限る。）を設置させ、又は消防署長の承認を受けさせるものとする。

4 盗難予防設備（第6条関係）

- (1) 保管設備の開口部には、金庫扉等の破壊されにくい堅ろうな扉等を設置するとともに、必要に応じて金属製の格子戸等により補強するように指導するものとする。
- (2) 主要構造部に軽量気泡コンクリート、石こうボード等ぜい弱な建築資材を使用する

場合は、金属製の板等により補強するなど、破壊による侵入を困難にする措置を講じさせるものとする。

- (3) 非常ベルその他の非常警報装置は、吹鳴等により保管設備における異常を周囲に認知させるためのものであることから、保管設備又は同一敷地内の営業所等の最も有効な場所に設置するように指導するものとする。
- (4) 防犯カメラ、防犯センサー等については、防犯上有効であることを説明し、設置の推進を図るものとする。

5 ねずみ等による被害の防止（第7条関係）

「ねずみその他の質物の保管上有害な動物の侵入を防止する措置」とは、金網を設けるなど当該動物の侵入を物理的に防止する措置をいう。

6 特例措置（第8条関係）

- (1) 仮保管設備の開口部には、建築基準法施行令第109条に定める防火設備を設けることとされているが、同施行令第112条に定める特定防火設備の措置を妨げるものではない。
- (2) 耐火金庫等の設備を仮保管設備として使用する場合は、コンクリートによる埋込み、溶接、アンカーボルトを用いた接合その他これらと同等以上の強度を有する接合方法により、容易に取り外すことができない状態で建築物に固定するように指導するものとする。